

要 求 仕 様 書

室内空気中の化学物質（揮発性有機化合物）を分析する際に用いる捕集管の前処理（コンディショニング）に使用するため、次の条件を満たすものとする。

1 機 器 捕集管用コンディショニング装置

2 仕 様

- (1) 市販の外径 1/4 インチ、長さ 3.5 インチのガラス製およびステンレス製室内空気測定用捕集管を、同時に 15 本以上前処理出来ること。
- (2) オープンや加熱炉等の恒温槽は、捕集管の全体を加熱する構造であること。
- (3) 室温 20℃において、恒温槽を 50℃～350℃の範囲内で任意の温度を設定可能なこと。
- (4) 供給ガスの流量を調節可能なこと。
- (5) 本体は幅 20 cm、奥行き 70 cm、高さ 55 cm 以内であること。
- (6) 電源は AC100 V、15 A 以内であること。

3 その他

- (1) 機器本体、付属品及び付帯設備は、すべて未使用品であること。
- (2) 使用するガスは窒素とし、付属品には接続に必要な配管用部品等を含むこと。
- (3) 機器の据付、正常動作のための調整確認後、北海道立衛生研究所職員に対し機器の操作及び保守管理に必要な技術指導を行った上で、機器を引き渡すこと。
- (4) 機器の据付、調整に伴い障害（建物等の破壊、機器の破損等）が発生した場合は、北海道立衛生研究所に協議の上、速やかに復旧すること。
- (5) 機器の据付、調整に当たっては、安全管理に万全を期することとし、北海道立衛生研究所は発生した事故等の責任を負わないこと。
- (6) 据付には、搬入並びに電気等の配線、接続およびガス供給口からの配管等を含むこと。